

1 一般規定

枝別過去問集 vol.1-2頁

第1. 信義誠実の原則（信義則）	9
第2. 権利濫用	9

第1. 信義誠実の原則（信義則）

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならぬ（1Ⅱ）
→契約の趣旨を解釈する基準ともなる（最判昭32.7.5）

第2. 権利濫用

権利の濫用は、これを許さない（1Ⅲ）

- ex. ①妨害により所有権が侵害されても、生じた損失が軽微であり、妨害を除去することが著しく困難で、多大の費用を要する場合には、不当な利益を獲得する目的で妨害の除去を求めるることは許されない（大判昭10.10.5）
②権利の行使であっても、社会通念上被害者が認容しなければならない程度を超える場合には、不法行為が成立する（大判大8.3.3）

2人

肢別過去問集 vol.1-2頁

- 第1. 自然人 10
第2. 法人 23

第1. 自然人

自然人=人間のこと

法人=自然人以外で権利能力を認められたもの

1. 権利能力

権利能力=権利義務の帰属主体たる地位・能力

自然人ならば皆等しく有する

→自然人の場合には、出生してから（「出生」の意義について全部露出説が通説）死亡するまで権利能力を有する

「戸籍上の記載」と「実際の出生時期」が異なる場合

→「実際の出生時期」から権利能力を取得する

法人の場合には設立登記をしてから権利能力を取得し、清算結了によって権利能力を失う

Advance 胎児の権利能力

胎児は人ではないため、権利能力が認められないのが原則であるが、以下の例外が認められている

ア 不法行為に基づく損害賠償請求 (721)

イ 相続 (代襲相続を含む) (886)

ウ 遺贈 (965)

(エ 認知を受けることができる能力 (783 1)。ただし、母の承諾を得る必要がある)

cf. 胎児からの認知請求は不可 (大判明 32.1.12)

論点 胎児の権利能力

問題の所在：胎児の間に、母が胎児を代理して損害賠償請求や示談・遺産分割などをどこでできるか？

- A 停止条件説**（半例 大判昭7.10.6）=胎児中には権利能力がなく、生きて生まれたときに、その権利能力が懷胎時又は不法行為時にまで遡って発生する

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどはできない

（理由）

- ①民法に胎児の法定代理の規定がない
- ②出生まで10か月にすぎないため、出生まで待っても保護に欠けることはない

- B 解除条件説**=胎児中にも、生まれたものとみなされる範囲内において制限的な権利能力があり、生きて生まれなかった場合には遡って権利能力を失う

母親が胎児を代理して和解契約を締結することなどができる

（理由）

- ①胎児の利益保護
- ②停止条件と解すると、配偶者と直系尊属に相続させ、後に相続を回復せることになり、法的に複雑となる。また、死産の確率は低い

胎児の損害賠償請求権につき、母その他の親族が胎児のために加害者とした和解は胎児を拘束しない（大判昭7.10.6）

登記実務は解除条件説に近く、法定相続分による登記を認めるが（昭29.6.15 民甲1188号）、遺産分割は認めない

- この無効は相対的無効
であると解されている
→相手方から無効主張
することはできない
∴ 意思無能力者の保
護を目的とするもの
である

2. 意思能力

自己の行為の結果を弁識するに足るだけの精神能力（判断能力のこと）（およそ7～10歳程度）
→意思無能力者の行為は無効となる（3の2）
ex. 幼年、高度の精神病、あるいは泥酔
ex. 就学前の幼児が、贈与の申込みを受けて承諾した場合でも、その
承諾は無効

3. 行為能力

(1) 意義

自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力
(=財産の管理・運用能力)

(2) 行為能力制度

一般的・恒常的に能力不十分とみられる者を一定の形式的基準で一
般的に定め、行為当時に具体的に意思能力があったか否かを問わず、一律
に法律行為を取り消すことができるとする制度

(3) 行為能力制度の趣旨

- ア 意思無能力者であることの立証責任は意思無能力者の側にあるため、
意思無能力者の負担が大きい
- イ 意思無能力でなくとも、保護しなければならない者も存在する
→行為能力制度を創設し、制限行為能力者には保護者を設けるとともに、制限行為能力者が単独で行った行為は取り消し得る（意思無能
力であったことの立証は不要）

(4) 行為能力制度の内容

- ア 後見人等だけでなく、制限行為能力者自身も法律行為を取り消すこと
ができる（120Ⅰ）
- イ 売買契約を取り消した後に、善意の第三者に物が移転した場合でも契
約の無効を第三者に主張することができ、即時取得等の規定はない
すなわち、行為能力の制限による取消しには第三者保護規定はない
- ウ 取消権者は、120条1項に規定された者に限定される